

事務所、事業所、店舗などのごみは しっかりと分別してから 自らの責任で処理してください！！

事務所、事業所、店舗などから生じた「事業系ごみ」は、*廃棄物処理法に基づき、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。また、事業系ごみは一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますので、法令に基づき、しっかりと分別した上で、下記の方法により処理するようお願いします。

主な事業系ごみの処理方法

< 事業系一般廃棄物 >

- ・紙くず（廃棄書類、紙製容器など）
- ・木くず（剪定枝、木製文具など）
- ・繊維くず（天然素材のもの）
- ・厨芥類（生ごみ）

・粗大ごみ（木製）

・紙類（段ボール、新聞紙等資源物）

*廃棄物処理法

（事業者の責務）

第3条 事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

鶴岡市クリーンセンターへ自己搬入
ごみ袋を使う場合は、中身を確認できる透明、半透明の袋を使用する。

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者へ委託又は自己搬入

資源回収業者へ委託又は自己搬入

市は事業系一般廃棄物を収集しませんので、町内会等のごみステーションに出すことはできません。

< 産業廃棄物 >

- ・廃プラスチック類（プラ容器、ビニール、合成繊維くずなど）
- ・金属くず（スチール・アルミの空き缶、刃物類など）
- ・ガラスくず、陶磁器くず（空きびん、陶磁器、電球など）
- ・廃油（鉱物性・動植物性に限らず全ての油脂、溶剤、塗料など）
- ・電池、木製以外の粗大物 ※そのほか、法律で定められた20種類の廃棄物

産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者へ委託又は自己搬入

※一般廃棄物収集運搬業・処分業許可業者は、鶴岡市HPでご確認ください。
※産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者は、管轄している山形県のHPまたは、山形県庄内総合支庁環境課（☎66-4914）でご確認願います。